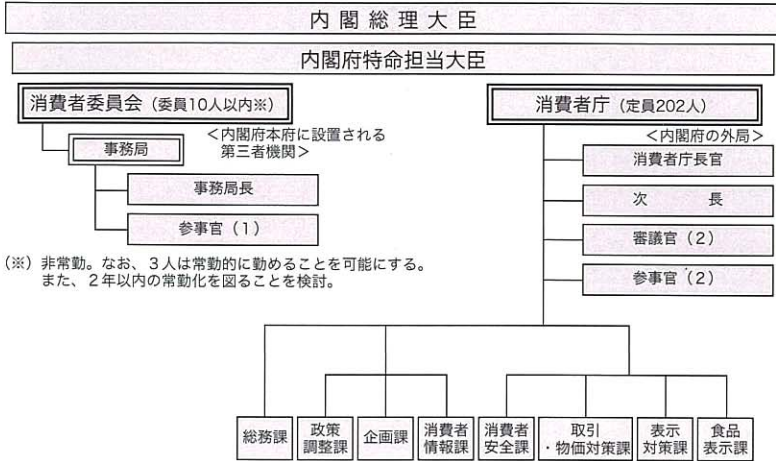


消費者庁および消費者委員会について

消費者庁及び消費者委員会組織図（平成21年9月1日現在）



平成21年9月1日、日本の行政のあり方を消費者・生活者重視に大きく転換することを役割として、消費者庁と消費者委員会が発足しました。

消費者庁は、内閣府の外局として設置され、食品偽装、製品の事故、悪質な商法などの消費者問題に、従来の縦割り行政の弊害を打破し、既存省庁の所管を超えて広く携わることとしています。

消費者委員会は、消費者目線で、消費者庁を含む消費者行政全般に対して監視する機能を有することとなっています。

消費者庁所管法律一覧（平成21年9月1日現在）

	法 律 名	旧 所 管
「表示」に関する法律	不当景品類及び不当表示防止法（景品表示法）	公正取引委員会
	農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（JAS法）	農林水産省
	食品衛生法（「安全」に関する法律にも該当）	厚生労働省
	健康増進法	厚生労働省
	家庭用品品質表示法	経済産業省
	住宅の品質確保の促進等に関する法律（住宅品質管理法）	国土交通省
「取引」に関する法律	消費者契約法	内閣府
	無限連鎖講の防止に関する法律	内閣府、警察庁
	特定商品等の預託等取引契約に関する法律	経済産業省
	電子消費者契約及び電子承諾通知に関する民法の特例に関する法律	内閣府、経済産業省
	特定商取引に関する法律	経済産業省
	特定電子メールの送信の適正化等に関する法律（特定電子メール法）	総務省
	金融商品の販売等に関する法律	金融庁
	出資の受入れ、預り金および金利等の取締りに関する法律	金融庁、法務省
	貸金業法	金融庁
	割賦販売法	経済産業省
	宅地建物取引業法	国土交通省
	旅行業法	国土交通省
	米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律（米トレーサビリティ）	（未施行）
	「安全」に関する法律	製造物責任法
食品安全基本法		内閣府
消費生活用製品安全法		経済産業省
有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律		厚生労働省
消費者安全法		（新規制定）
「消費者や生活者が主役となる社会の構築、物価行政」に関する法律	国民生活安定緊急措置法	内閣府、物資所管省庁
	生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律	内閣府、物資所管省庁
	物価統制令	内閣府、物資所管省庁
	消費者基本法	内閣府
	独立行政法人国民生活センター法	内閣府
	個人情報の保護に関する法律	内閣府
公益通報者保護法	内閣府	

消費者庁所管の法律は、右記のとおりです。その中でも、食品表示に関してはとても重要な3法等が消費者庁の担当となりました。

① JAS法：原材料や原産地など品質に関する適正な表示により消費者の選択に資すること。（生鮮食品品質表示基準、加工食品品質表示基準、遺伝子組換え食品品質表示基準、個別品目ごとの品質表示基準）

② 食品衛生法：飲食に起因する衛生上の危害発生を防止すること。（製造所固有記号の届出も、従来の厚生労働省医薬食品局食品安全部基準審査課から消費者庁食品表示課に変更となっています。詳細は消費者庁ホームページでご確認ください）

③ 健康増進法：栄養の改善その他の国民の健康の増進を図ること。（特別用途表示、栄養表示基準）

非食品表示では、家庭用品品質表示法等大切な法律が消費者庁所管となりました。

消費者庁は、消費者の利益を守る省庁として誕生しました。複数の省庁から業務を移して新しい外局を設けたのは38年ぶりのことです。細目については流動的な要素もありますので、当品質管理室でも情報を十分収集し、エコープマーク品の表示等の徹底をはかってまいります。